

■公共施設照明LED化事業 募集要項等に関する質問・意見事項

番号	質問・意見事項	回答
1	募集要項6ページ 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (3) 応募者の役割 ・「④ 施工役割を担う応募者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること」とあるが、一般的には代表事業者1社が特定建設業許可を必要と思われるが、施工役割を担う事業者全社に適用でしょうか？	施工役割を担う事業者全社に特定建設業許可は必要ありません。代表事業者1社など、施工役割を主に分担する事業者が特定建設業許可を取得していれば問題ありません。
2	・募集要項7ページ 4. 募集に関する手続等 3) 参加表明書及び資格確認書類の提出 (3) 参加表明書の提出書類 「応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を電子メールにて送付すること」及び (3)には「※グループで参加の場合、③～⑩については、構成員ごとに提出すること。ただし、令和6・7年度加賀市入札参加資格者については、⑤⑥⑨は省略することができる。」とあるが、様式2～5には実印を押印し印鑑証明等を添付するが、紙面による原本提出は必要無いのでしょうか？また、⑤商業登記簿謄本⑥納税証明書⑨特定建設業の許可証明書については令和6.7年度入札参加資格者は提出不要でよろしいのでしょうか？	②から⑤については、原本の紙面による送付は不要です。⑤⑥⑨については、令和6・7年度加賀市入札参加資格者は提出不要です。
3	・募集要項15ページ 7. 事業契約に関する事項 3) 特別目的会社(SPC)の設立 ・「優先交渉権者は、本事業を遂行するために会社法「(平成17年法律第86号)」に定める株式会社としてSPCを設立することができる。」とあるが、会社法第一編 総則第一章 通則(定義)第二条の一に「会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。」と定められており株式会社以外でのSPC設立でも可能でしょうか？	お見込みのとおり、会社法第二条の一に規定する会社(株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)であればSPC設立について問題ありません。
4	・事業契約書(案)P25・26、金利※について ・様式第10号の2資金計画表内の金利設定の部分によると、「実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。なお、金利設定の基準日は、事業者の提案によるものとし、スプレッドは事業期間中の見直しはできないものとする。」とされています。一方で、業務委託契約仮契約書(案)では基準金利、基準金利設定日およびスプレッドに関する具体的な記載が見当たりません。こちらに関しては、事業契約締結までに受注者と受託者で協議の上、次のような文面を、事業契約書に明記することは可能でしょうか。 【追加文面(案)】金利※について ・金利(利息)の利率●.●%は、受注者が事業提案時に提示した資金計画表において設定した金利であり、利息金額●●円はこの利率に基づいて算定したものである。ただし、実際の支払金額は以下に定める方法にて設定した金利(以下、支払金利)に基づいて算定した金額とする。 ・支払金利は、基準金利と事業者の提案によるスプレッドの合計とする。 ・基準金利は、Refinitiv(登録商標)より提供されている対象施設の供用開始日の2営業日前の午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSRT0A=RFTBに掲示されているTONAベース10年もの(円/円)金利スワップレートとし、物価変動率は見込まないものとする。	ご質問にありますように昨今の金融市場の不安定状況を鑑みるに、整備期間約18ヶ月間において金利変動の可能性が懸念されます。 よって、整備後引渡し時に長期資金契約に変わるタイミングでの金利見直し等の協議は必要と判断いたします。 市場金利の増加減については市場原理に基づくものであり、事業者の瑕疵を問うものではない形にて協議するものといたします。